

介護保険課からのお知らせ

1



目次

P 4～6

Ⅰ. 居宅介護支援事業所が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（介護予防支援のみ）

P 7

三木市介護保険【要介護・要支援】認定申請の新様式について

P 8～10

2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

P 11

協力医療機関との連携体制の構築



目次

P | 2

7. 介護保険課お問い合わせの連絡先

P | 3

8. 兵庫県からのお知らせ（別紙あり）

居宅介護支援事業所が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）

4

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。 ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】 【告示改正】 イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】 i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のための配置で事業を実施することを可能とする。 ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。 ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】	

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位
なし



<改定後>

介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ
介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

5

<現行>



指定

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



委託も可

指定居宅介護支援事業者



【報酬】

- 介護予防支援費
- 初回加算
- 委託連携加算

【人員基準】

- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
- 管理者

<改定後>

市役所



指定

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



【報酬】

- 介護予防支援費 (Ⅰ)
- 初回加算
- 委託連携加算

【人員基準】

- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
- 管理者

委託も可

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供

指定

指定介護予防支援事業者
(指定居宅介護支援事業者)



【報酬】

- 介護予防支援費 (Ⅱ)
- 初回加算
- 特別地域介護予防支援加算
- 中山間地域等における小規模事業所加算
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

【人員基準】

- 必要な数の介護支援専門員
- 管理者は主任介護支援専門員
(居宅介護支援と兼務可)

居宅介護支援事業所が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）

6

制度の概要

- 令和6年4月1日から、指定居宅介護支援事業所が「指定介護予防支援事業所」として指定を受けることができるようになりました。
- 地域包括支援センターから委託を受けることなく「介護予防ケアプラン」の作成ができます。
- 要支援1・2の方でも、介護予防・日常生活総合事業（第1号事業）のみを使われる方及びチェックリストによる事業対象者の方は、地域包括支援センターがケアプランの作成を行います。
- 三木市では、居宅介護支援事業所を「指定介護予防支援事業所」として指定する場合、予め「地域包括支援センター運営協議会」にて意見を求めておりますので、指定に時間を要します。（介護保険法第115条の22第4項）

三木市介護保険【要介護・要支援】認定申請書

三木市長様

介護保険法の規定に基づき、次のとおり申請します。

☐新規 ☐更新 ☐要介護・要支援状態区分変更

☐新規(要支援者の要介護への区分変更) ☐転入

申請年月日 令和 年 月 日

被 保 険 者	介護保険 被保険者番号			個人番号		
	医療 保険	保険者名			保険者番号	
		被保険者証 記号		番号		扶番
	フリガナ 氏名			生年月日	年 月 日	
保 険	住所 (住民登録地)	〒		電話番号		
	訪問調査先 (上記と異なる場合)	〒		電話番号	口 入院(所) 中	
	訪問調査 について	立会希望(有・無) 氏名() 続柄()		訪問調査先(電話番号)		
	現在の 要介護 状態 区分等	更新・変更 時のみ記入		要介護状態区分 要介護(1 2 3 4 5) 要支援(1 2)		
者		有効期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日				
		転入者のみ 記入		転入市町村名() 受給資格証明書(有・無)		
	変更申請の理由 (※変更時のみ記入)					
連絡事項 (事前に伝えたい事等)						

提出代行者 申請代理人 名称氏名	該当に○(居宅介護支援事業者・特養・老健・医療院・家族・地域包括支援センター・その他) 担当者氏名()	
住所又は所在地	〒 電話番号	

※主治医の氏名が不明(名字しか分からない等)な場合は、同欄に「診療科」を記入してください。

主 治 医	主治医氏名	医療機関名	(継続受診年月日 年 月 日)
	所在地	〒 電話番号	

第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入 ※医療保険者証のコピーを添付してください。

特 定 疾 病 名	
-----------	--

上記提出代行者・申請代理人に申請行為を委任します。

・介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、三木市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の利用者が取得した心身の状況等の情報を、三木市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の利用者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に準じた調査員に提示する(地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。)ことに同意します。

被保険者氏名 (代筆者氏名)

確 認 欄	備考	担当
	被保険者証(回収・紛失) 結果通知(自宅・包括・提出代行者・その他())	

受付印

R8年4月1日より

三木市介護保険【要介護・要支援】認定申請が
新しくなります!!

厚生労働省(老発1120第2号)通知により、文言変更。



2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

(1) 補助金申請の流れ

訪問看護師・訪問介護員がサービス提供をする際に、利用者やその家族から暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで利用者及びその家族の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助します。

※対象ケースがあれば三木市介護保険課までお問合せください。

事前協議
(利用者の状況確認)

交付申請

実績報告

※随時、現況報告書の提出により利用者の状況確認を行います。

2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

(2) 補助対象となる暴力行為の例

迷惑行為	じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、盗撮行為
暴言	訪問者等への悪口、侮辱
過大なクレーム	威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム
ストーカー行為	事業所等への押しかけ、頻繁な電話、メール等
セクシュアルハラスメント	ボディタッチ、わいせつ発言等
脅迫	殴る、暴力性
暴力行為	素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等
器物破損行為	故意に訪問者の物を壊す、汚す等

2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

10

(3) 補助単価について

補助単価

※負担割合・・・県 1/3 市 1/3 事業所 1/3

区分			補助単価
訪問看護 (介護予防を含む)	看護師等による 複数名訪問	30分未満	2,540/回
		30分以上	4,020/回
	看護師等と看護補助者による 複数名訪問	30分未満	2,010/回
		30分以上	3,170/回
訪問介護 (介護予防を除く)	訪問介護による 複数名訪問	20分未満	1,630/回
		20分以上30分未満	2,440/回
		30分以上1時間未満	3,870/回
	【新R8～】訪問介護員とケア・アシスタント等による複数名訪問	20分未満	372円/回
		20～30分未満	558円/回
		30分以上	1,116円/回

例 看護師等による複数名訪問 30分未満 1回

$2,540円 \times 2/3 \div 1,690円$

1,690円を事務所へ補助(10円未満切り捨て)



協力医療機関との連携体制の構築

11

認知症対応型共同生活介護

- 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に届出をすること。

三木市介護保険課お問い合わせの連絡先

※R8年4月より組織改編のため、介護保険課の係名が変更となりました。

(旧) なし

➤ (新) 事業管理係

(旧) 給付係および認定審査係 ➤ (新) 認定給付係

(旧) FAX0794-82-5500 ➤ (新) 0794-89-2449

※現在、重要事項説明書等に三木市介護保険課認定審査係及びFAX番号が入っている事業所については、修正をお願いします。



兵庫県からのお知らせ

13

Hyogo Prefecture

33

★ 兵庫県ホームページで様々なご案内をしています！

対象	内容	QR コード
事業者・ 介護従事者 の方向け	厚生労働省や県からの事務連絡・通知など（随時掲載）	
	研修や補助事業などに関する県からののお知らせ（随時掲載）	
	介護人材の確保や支援に関する情報	
	介護施設等の整備補助や財産処分に関する情報	
	介護支援専門員（ケアマネジャー）に関する情報	
県民の方 向け	介護保険制度・介護サービス、介護の仕事や資格に関する情報	